

## なか国際交流ラウンジの運営団体選定に関する要綱

制 定 平成20年7月30日 中地振第794号（区長決裁）  
最近改正 令和6年10月10日 中地振第925号（区長決裁）

### （趣旨）

第1条 この要綱は、なか国際交流ラウンジ要綱（以下「要綱」という。）第5条に基づいて、なか国際交流ラウンジ（以下「ラウンジ」という。）の運営団体を選定するために必要な手続を定めるものとする。

### （運営団体の選定）

第2条 ラウンジの運営団体を公平かつ適正に選定するにあたっては横浜市契約規則、横浜市中区入札参加資格審査・指名業者選定委員会要綱に基づくほか、横浜市委託に関するプロポーザル実施取扱要綱に準じて行うものとする。

- 2 運営団体はプロポーザル方式により公募し、応募者の中から選定を行うものとする。
- 3 運営団体の選定にあたっては、横浜市中区入札参加資格審査・指名業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）のほか、プロポーザル評価委員会（以下「評価委員会」という。）を新たに設置し選定を行う。

### （選定委員会の審議事項）

第3条 選定委員会の審議事項は次のとおりとする。

- (1) プロポーザルの実施の決定
- (2) プロポーザルの実施に関する審査
  - ア プロポーザル評価委員の選定
  - イ 評価方法、評価項目及びそのウエイトの決定
  - ウ その他必要と認めるもの
- (3) 選定に関する審査
  - ア 評価委員会における選考手続
  - イ 託候補者の順位の決定

### （評価委員会の設置）

第4条 評価委員は外国人施策に関わる課の職員、選定委員会の委員の5人以上で構成する。

- 2 評価委員会には委員長、副委員長及び委員をおき、委員長及び副委員長については委員の互選とする。
- 3 委員長に事故があり、欠けたときには、副委員長がその職務を代理する。
- 4 評価委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。
- 5 委員長は評価結果を選定委員会に報告するものとする。

### （評価委員会の実施業務）

第5条 評価委員会は、次の各号に定める事項について、その業務を行う。

- (1) 提案内容（ヒアリング含む）の評価
- (2) 評価の集計及び報告

### （運営団体の応募資格）

第6条 運営団体の応募資格については、次の各号すべてに該当する団体とする。

- (1) 安全円滑にラウンジを運営できる団体
- (2) 活動の内容が次のア～エのいずれにも該当しない団体
  - ア 宗教の教義を広め、儀式行事を行い及び信者を教化育成することを目的とする活動
  - イ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする活動
  - ウ 特定の公職の候補若しくは公職にあるもの又は政党を推薦し、支持し、又はこれに反対することを目的とする活動
  - エ 公益を害するおそれのある活動
- (3) 代表者もしくは役員が、次のア～ウのいずれにも該当しない団体

- ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行が終わっていない者
- イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を今後受ける可能性がある者ウ 指定暴力団の構成員である者

(申請期間及び申請方法)

第7条 申請期間、申請方法及び申請に必要な書類等の必要な条件は別に定める「中区国際交流ラウンジ運営団体募集要項」によるものとする。

(評価)

第8条 評価は次に掲げる事項とする。

- (1) 組織としての意思決定が適正に行われ、健全な財務状況にあること
- (2) 多言語での対応や生活情報等を熟知した人材の確保・育成ができること
- (3) 運営に当たり、地域の市民活動団体、ボランティア、外国人コミュニティ、学校等と積極的に情報共有を図り、これらと連携・協力して事業を進める視点を有していること
- (4) 中区の地域特性やニーズを把握したうえで事業提案が行われており、その提案が実施可能なものであること
- (5) 個人情報に関する管理規定の整備や定期的な研修の実施など、個人情報の適正管理のため、必要な措置を講じることができること

(結果の通知)

第9条 区長は、選定結果について応募者に対して文書で通知するものとする。

(選定の効力)

第10条 選定の効力は、運営を開始してから5年目の会計年度の末日までとする。ただし、区長は、効力の期間を短縮することができる。

- 2 区長は、次に掲げる場合は、運営団体の選定を取り消すことができる。
  - (1) 運営団体の応募にあたり、虚偽記載事項等の不正があった場合
  - (2) その他、運営団体による運営を継続することが適当でないと認めるとき

(委託の締結)

第11条 選定された運営団体は、区長とラウンジの管理運営事務に関する契約を締結する。

- 2 前項で定める事項は、次のとおりとする。
  - (1) 委託期間に関する事項
  - (2) 委託事務内容に関する事項
  - (3) 委託料に関する事項
  - (4) 委託事務に関して保有する個人情報の保護に関する事項
  - (5) 事業報告等に関する事項
  - (6) その他、区長が必要と認める事項

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、区長が別に定める。

附則

この要綱は、平成20年7月30日から施行する。

この要綱は、平成24年12月18日から施行する。

この要綱は、令和6年10月10日から施行する。